

(3) こどもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実

施策1 こどもの貧困対策を推進します

【基本認識】

平成 25 年 6 月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨をふまえ、大阪市では、こどもの貧困対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、平成 28 年 2 月に「大阪市こどもの貧困対策推進本部」を設置しました。

また、こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自らの可能性を追求できる社会をめざし、行政が的確な施策を行うために、正確に現状を把握する必要があることから、平成 28 年 6 月から 7 月にかけて、「子どもの生活に関する実態調査」を行い、平成 29 年 3 月に詳細な分析結果をとりまとめました。平成 29 年度は、平成 28 年 9 月に公表した実態調査の速報値に基づき、先行的な取組として、学習習慣の定着やこどもの居場所づくりなどに取り組み、全市を挙げてこどもの貧困対策を総合的に推進する観点から、関連する施策を体系的にとりまとめ、平成 30 年 3 月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。

平成 30 年度から、実態調査の詳細な分析結果等からみえた課題の解消に向け、施策を本格実施しています。

【取組の方向性】

こどもの貧困対策の推進

「大阪市こどもの貧困対策推進計画」に基づき、全庁的かつ総合的に施策を推進します。また、「大阪市こどもの貧困対策推進本部会議」において、施策の進捗状況や効果等について確認するとともに、社会全体での取組を進めます。

【重点施策 13】 こどもの貧困対策の推進

重点施策として実施する事業

(219) 大阪市こどもサポートネット

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があります。支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・スクリーニングで判明した課題のある児童生徒とその世帯を支援制度につなぐなど適切な対応を行った割合	70.2%

(220) こども支援ネットワーク事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組の活性化と、社会全体でこどもをはぐくむ機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・大阪市が把握している活動団体のうち、加入要件を満たしている活動団体のネットワーク登録団体の加入率	60.3%

施策2 いじめや問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します

【基本認識】

重大な人権問題であるいじめは依然として深刻な課題であり、最近ではインターネットやスマートフォン用無料通話等アプリなどを悪用した誹謗、中傷などが新たな問題となっています。いじめの発生を許さない意識を醸成して発生を防止するとともに、こどもが発するわずかなサインを見逃すことなく早期に発見し、適切に対応していく必要があります。

【取組の方向性】

いじめへの対応

「学校安心ルール」を活用し事前にルールを明示することにより児童生徒の規範意識の醸成を図るとともに、たとえ軽易な事案であっても毅然とした指導を行うため、教職員向けのマニュアルの活用、生活指導支援員の配置、いじめの調査等を行う第三者専門家チームの派遣を進めます。

また、学校でのスクールカウンセラーの配置、身近な地域での相談や指導活動などを推進し、さまざまな悩みを持つこどもとその保護者が相談しやすい環境づくりを進めます。また、こども相談センターにおける相談や支援機能を充実します。

立ち直りを支援する取組の充実

問題行動をなし、又はなすおそれのあるこどもや青少年が立ち直り、心身ともに健やかに成長し、自立できるよう、学校、こども相談センター、児童福祉施設などの関係機関が連携し、家庭とも密接に連絡調整しながら、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を行います。

【重点施策 14】いじめへの対応

重点施策として実施する事業

(221) いじめ・問題行動への対応

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

いじめ・暴力行為・不登校などの課題を抱える学校に、警察官経験者や児童生徒の指導経験を生活指導支援員として配置します。

また、いじめや問題行動を生まないためにも、すべてのこどもが自他の尊厳を認め合い、好ましい人間関係や教職員との信頼関係を確立できるような集団づくりに努め、教職員を対象とした研修を実施します。

さらに、いじめ問題に関しては、SNSを活用した相談及び電話教育相談窓口を設置し、より多くの児童生徒から直接、いじめに関する相談や学校生活等に関する相談を受け付け、問題の深刻化を防ぐとともに未然防止を図ります。SNSを活用した相談において深刻な事案については、SNS相談体制連絡会議を設置し、情報共有を図るとともに解決に向けての連携体制を構築します。

【教育委員会事務局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・小・中学校において、「学校安心ルール」をいじめ等問題行動の対応に活用している割合	100%

実施事業（全市共通）

(222) 大阪市版スクールロイヤー事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

学校現場における、弁護士との連携を強化し有効的な活用を図るために、担当ブロックを決めてスクールロイヤーを配置し法的な観点での支援を行います。

【教育委員会事務局】

(223) スクールカウンセラー

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

中学校に配置しているスクールカウンセラーが校区内のこどもやその保護者、教職員の相談に応じます。また、年々増加している相談に対応するため、小学校への派遣も推進します。

スクールカウンセラー：

児童生徒の不登校や校内での問題行動等の対応にあたり、専門的な心理学的知識を活用して心理相談業務に従事する臨床心理士等

【こども青少年局】

(224) スクールソーシャルワーカーの活用

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

区を担当するスクールソーシャルワーカーとして、各区で区担当教育次長のマネジメントのもと、こどもサポートネットの業務及び教育的支援を行うことにより、すべての学校への支援にスクールソーシャルワーカーが関わるができる体制を構築します。

また、高等学校においても、中途退学防止のためにスクールソーシャルワーカーを配置します。

スクールソーシャルワーカー：

問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職員

【教育委員会事務局】

再掲 (17) スマートスクール次世代学校支援事業 ⇒ 70 ページに掲載

再掲 (197) 第三者専門家チームの設置 ⇒ 147 ページに掲載

(228) 教育相談事業 ⇒ 166 ページに掲載

実施事業（全市共通）

（225）児童自立支援施設

	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢		○	○		

非行等の問題を抱え、生活指導等を要する児童に対して、寮担当職員が起居を共にし、惜しみない愛情を注ぐことや個々の児童の状況に応じて必要な指導を行うことにより、児童自身に安心感・安全感・信頼感が構築できるように支援します。また、児童自身の自立に繋がる内面の成長を促す援助や家族間調整を実践します。

【こども青少年局】

（226）生活指導サポートセンター（個別指導教室）の設置

	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢		○	○		

生活指導サポートセンターのスタッフが、日常的に学校からの生活指導に関する相談窓口的役割を果たすとともに、学校内における生活指導体制の確立・強化を図っていきます。

あわせて、出席停止期間中の児童生徒に対して、個々のニーズを考慮しつつ、問題行動の克服と立ち直りのための指導・支援及び教科指導・キャリア教育等を含め、質の高い指導・援助を提供し、問題児童生徒を隔離するのではなく、学校・教室内での教育を受ける権利を確保しながら、問題を起こす児童生徒の立ち直りをめざします。

【教育委員会事務局】

再掲（112）こども相談センターにおける子育て家庭への相談や支援

⇒ 111 ページに掲載

施策3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します

【基本認識】

学齢期や思春期においては、不登校、ひきこもり、摂食障がい、性の逸脱行動などの課題を抱えるこどもが多くみられ、専門機関等と一層連携し、未然防止や早期に発見し、適切に支援することが重要です。大阪市では、不登校児童生徒数は増加し、在籍比率についても平成 30 年度では、小学校では全国平均の約 1.3 倍、中学校では約 1.4 倍と高い数値になっており、小学校と中学校の連携を一層強化していくことが重要です。また、虐待や養育放棄など他の課題が重なるなど、不登校の原因や背景が多様化、複雑化しており、個々の状況に応じてこどもとその家族に対して、適切な支援を行っていく必要があります。

【取組の方向性】

不登校への対応

不登校やひきこもり、摂食障がい、性の逸脱行為等の学齢期や思春期のこどもに多くみられる問題に対応するため、学校や専門機関等における相談体制を充実します。また、不登校を未然に防止するとともに、課題を早期に発見し、適切に支援する体制を充実します。不登校の児童や生徒に対しては、将来の社会的自立に向けた支援という視点で、一人ひとりの状態に応じた適切な指導やケアを行う体制を充実します。

【重点施策 15】不登校への対応

重点施策として実施する事業

(227) 不登校などの課題への対応

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

不登校や虐待に関する児童生徒の状況を適切に把握し、より丁寧な対応に取り組むことができるよう、児童生徒理解・教育支援シートの活用を進めます。

不登校の児童生徒に対する学習の場の提供として、令和4年度までに市内4か所に適応指導教室を設置し、1か所あたり50人を対象に学習支援等を実施します。また、大阪市立不登校特例校の設置に向けた調査研究を実施します。

【教育委員会事務局】

施策指標	現状値 (平成30年度)
・不登校や虐待に関する児童生徒の状況を適切に把握するために児童生徒理解・教育支援シートを活用した割合	100%

(228) 教育相談事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

こどもや保護者が利用しやすい相談体制を整備し、いじめや不登校のこどもが抱える問題の未然防止や早期発見・早期解決のために、こどもの心に寄り添った相談を行います。また、不登校で集団参加に課題を抱えたこども一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、身近なところに複数の通所場所を開設し、体験活動や学習活動の機会を提供する通所事業を実施し、再登校などの社会参加を支援します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成30年度)
・不登校児童通所事業登録者の社会参加をした割合	60%

実施事業（全市共通）

（229）メンタルフレンド訪問援助事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

ひきこもり、不登校児童等の家庭に、こども相談センターの相談援助活動の一環として、兄・姉に相当する世代の大学生等をメンタルフレンドとして定期的に派遣することによって、児童の孤立状態を緩和し、自主性や社会性の伸長を支援します。

【こども青少年局】

再掲（112）こども相談センターにおける子育て家庭への相談や支援

⇒ 111 ページに掲載

再掲（197）第三者専門家チームの設置 ⇒ 147 ページに掲載

再掲（222）大阪市版スクールロイヤー事業 ⇒ 162 ページに掲載

再掲（223）スクールカウンセラー ⇒ 163 ページに掲載

再掲（224）スクールソーシャルワーカーの活用 ⇒ 163 ページに掲載

再掲（226）生活指導サポートセンター（個別指導教室）の設置 ⇒ 164 ページに掲載

施策4 こども・青少年が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります

【基本認識】

こどもや青少年の犯罪被害は依然として予断を許さない状況にあり、登下校時におけるこどもの安全確保が重要な課題となっています。犯罪の被害者になりやすい環境にある昨今においては、家庭や学校、地域、関係機関等が一層連携し、こどもや青少年が被害に遭わないための環境づくりが必要です。

【取組の方向性】

地域での見守り活動等の推進

犯罪の被害からこどもを守るため、登下校時の安全を守る取組を推進します。また、保護者や学校などが警察と連携しながら情報を共有して犯罪の抑止を図るとともに、いざという時にこども・青少年を守れる体制づくりを進めます。また、犯罪の発生の防止に向けて地域が取り組む活動が一層活性化するように支援します。

地域での見守り活動等の推進

実施事業（全市共通）

（230）市職員によるあんしんパトロール事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

さらなる犯罪発生件数の減少をめざし、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域で事業に従事する市職員が移動の際、業務用作業車両等に「あんしんパトロール中」のステッカーを添付し、街頭犯罪の抑止に努めるとともに、犯罪等の現場に遭遇した際には、被害者の保護や警察への連絡・通報を行います。

【市民局等】

（231）「こども 110 番の家」事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

こどもたちが外出先でトラブルに巻き込まれそうになったとき、すぐに助けを求められるよう「こども 110 番の家」を設けています。地域の協力家庭（商店・事務所等も含む）に、玄関先など分かりやすい場所へ目印となる旗等を掲げていただくことにより、こどもたちが大人に助けを求めやすい環境を作ります。

【各区・こども青少年局】

再掲（57）青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進 ⇒ 85 ページに掲載

施策5 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します

【基本認識】

青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加し、自立していくことに課題を抱える若者が依然として多く、社会的な問題となっています。さらに、より深刻な問題として、社会的ひきこもりといった社会的に孤立した若者の増加やその平均年齢の上昇が懸念されます。こうした若者の社会的な自立をめぐる問題の背景には、不登校や高等学校中途退学など学校段階でのつまずきをはじめ、さまざまな問題が複合的に存在すると考えられます。そのため、行政をはじめ家庭、学校、地域、企業など社会全体が連携し、個々の若者の状況やニーズに応じて、教育、保健、福祉、雇用等の分野を越えて、包括的に支援していく必要があります。

【取組の方向性】

若者への自立支援

学卒未就職者や早期離職者、不登校やひきこもりなど、さまざまな状況にある若者の社会参加に向け、関係機関と連携しながら、個々の状況に応じて、勤労観や職業観の育成を図る多様な学習や体験機会を提供します。不登校やひきこもりなどからの立ち直り過程にある若者に対しては、社会参加を体験するプログラムを実施するなど、社会的な自立を支援します。

予期しない妊娠をした若年妊婦への支援

妊娠を知られたくないと考える若年妊婦は、行政機関に相談すると親など周囲に知られるのではないかとの思いから、行政機関を避ける傾向があります。そのような妊婦を孤立させず、民間機関も含めた相談機関につなぎ、さまざまな支援に取り組みます。

【重点施策 16】若者への自立支援

重点施策として実施する事業

(232) 若者自立支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○	○

青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加し、自立していくことに課題を抱える若者に対し、それぞれの置かれている状況やニーズに応じて、相談にのりながら、さまざまなサービスにつなぎ、若者の社会参加に向けた自立を支援します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・コミュニケーション講座等ワークショップの参加者のうち、自信を持てるようになった人の割合	73%

実施事業（全市共通）

(233) 生活困窮者自立支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○	○

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことを目的に、全区に相談窓口を設置し、生活の困りごとや不安について、寄り添いながら自立に向けた相談や就労への支援を行います。（自立相談支援事業、子ども自立アシスト事業、就労訓練事業等）

【福祉局】

(234) ひきこもり相談

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○

ひきこもり相談を専用電話で受け、必要に応じて面接・訪問等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなげます。

こころの健康センター	大阪市都島区中野町 5 - 15 - 21
------------	-----------------------

【健康局】

再掲（85）しごと情報ひろば総合就労サポート事業 ⇒ 95 ページに掲載

予期しない妊娠をした若年妊婦への支援

実施事業（全市共通）

（235）養子縁組民間あっせん機関育成事業

	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	○				

予期せぬ妊娠をした妊婦の相談窓口となりうる養子縁組民間あっせん機関に対して質の向上を図るため、職員等の研修費用等を補助します。

【こども青少年局】

再掲（91）妊婦健康診査 ⇒ 101 ページに掲載

再掲（101）母親教室 ⇒ 104 ページに掲載

再掲（199）産前・産後母子支援事業 ⇒ 147 ページに掲載

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) こども・子育て支援会議

平成 25 年 4 月に、大阪市におけるこども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、こども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「こども・子育て支援会議」（以下「支援会議」といいます。）を設置しています。

(2) 庁内体制

◎ 大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議

こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、平成 25 年 6 月に、全庁的な組織である「大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議」（以下「推進本部会議」といいます。）を設置しています。

◎ 大阪市自らの取組

大阪市では、次世代育成支援に率先して取り組むため、事業者として「大阪市特定事業主行動計画」を平成 17 年 4 月に策定し、子育てに対する職場の理解を深めることを柱に、職員が安心してこどもを生み、育てやすい職場環境の実現に向けて取り組んできました。また、平成 22 年度からは仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等を新たな視点として追加した後期行動計画のもと、大阪市職員への仕事と家庭の両立支援に取り組んできたところです。

次世代育成支援対策推進法の 10 年間の延長を受け、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とした行動計画を策定し、職員の仕事と子育ての両立支援などの取組を進めてきました。

今般、女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会の実現に向け、新たに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定され、女性の活躍の推進に関する計画を策定することとされているため、行動計画を改訂し、令和 2 年度までを計画期間として一体的に取り組むこととしました。

すべての職員が、この計画の趣旨を理解し、「ワーク・ライフ・バランス」の実現をめざして、取り組んでいきます。

2 計画の進捗管理及び検証・改善

(1) 検証・改善サイクル（P D C Aサイクル）の確立

本計画を実効あるものとするため、施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（P D C Aサイクル）を確立していくことが重要です。

本計画では、「はぐくみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」を設定し、その施策における「施策指標」を設定しています。

本計画における就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容については、毎年度点検・評価します。また、その他の個別の事業については、本計画を実効あるものとするため、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

計画期間の中間年においては、目標や指標の達成状況に応じ、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、公開により開催する支援会議に報告し、委員のみなさまのご意見をいただくとともに、大阪市のホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々に周知できるように努めます。

3 社会・経済情勢の変化等への対応

大阪市の財政は、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図ってきているものの、最も税収が多かった平成8年度決算と比較すると、生活保護費等の扶助費は約2.5倍、市債の償還のための公債費は約2倍に増嵩するなど、義務的な経費が高い伸びを示す一方で、税収については依然として低水準で推移しています。「今後の財政収支概算（粗い試算）[2020（令和2）年2月版]」では、令和4年度に通常収支不足がいったん解消するものの、令和5年度から令和7年度にかけて通常収支不足が生じる見込みです。その後、令和8年度及び令和9年度には再び通常収支不足が解消されますが、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増

加等に伴う扶助費の増、投資的事業の財源として発行する起債償還の増等により、通常収支不足が拡大する見込みになっており、依然として楽観視はできない状況です。

本計画の基本理念の実現に向けた各種事業の実施にあたって、このような状況をふまえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実に推進するよう努めます。

4 国・大阪府など関係機関との連携

本計画を進めるにあたり、国や大阪府などの関係機関との連携を図っていくことが重要です。

国では、内閣府や厚生労働省、文部科学省など多くの省庁が一体となっており、こども・子育て支援施策、次世代育成支援施策を推進しています。こうした動向を的確に把握するとともに、必要に応じて他の市町村とも連携して適切な調整を図りながら、大阪市の各施策に反映していきます。

また、大阪府と情報交換を密にし、各種取組の相互補完により、効果的かつ効率的な施策の推進を図る必要があります。

とりわけ、待機児童、児童虐待、こどもの貧困への対策などを進めるうえで、大阪府さらには国との連携が不可欠であり、関係機関と一層連携し、施策の効果的・効率的な推進を図ります。

5 自律した自治体型の区政運営

急激な少子化・高齢化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、こども・子育て支援は、既婚や未婚、こどもの有無にかかわらず、世代を超えて大阪市に住み、働き、学ぶすべての人の将来にかかわる重要な課題です。また、こども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設や教育・保育施設、学校園、団体、企業等、社会全体で協働し、推進していく必要があります。

地域社会が抱える課題がより一層複雑・多様化・深刻化する中、社会全体で担うべき「公共」の役割はこれまで以上に拡大してきていますが、課題解決に向け、行政だけの対応では困難となってきたとともに、地域福祉を支えてきた地域団体においても、地域活動における担い手不足、縦割りによる地域の負担感等により「共助」が困難となる状況にあります。

大阪市では、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）を徹底して追求し、それまでの市民協働の取組を継承し、自主的な地域運営の仕組みによる地域課題に対応したまちづくりを推進し、地域力を更に発展させていくとともに、従来の考え方や手法にとらわれるこ

となく、住民により身近な区において施策や事業を決定していく、新しい住民自治・新しい区政運営の実現をめざすこととしています。基礎自治に関する施策や事業について、区民に身近なところで意思決定が行われるようにするため、区長の権限や機能を強化し、区の特性や地域の実情に応じた区政運営を行っています。

地域社会における「公共」の分野に地域の多様な主体と区が協働して取り組むことによって、24区で画一的なものではなく、それぞれの区の特性や地域の実情にあった真に必要なとされる取組やサービスの提供が可能となり、表面に現れにくい地域課題にも迅速かつ的確に対応できるなど地域社会への効果や効率性も高まっていくと考えられます。

これらの区や地域での取組と全市域での取組が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かして地域のさまざまな活動主体との協働により進められるよう、こども・子育て支援にかかる取組を効果的に推進します。

（１）区政会議

ニア・イズ・ベターをさらに推進していくためには、局から区に権限を移譲することと同時に、区長は区民の意見やニーズをしっかりと把握し、区民が区政運営に参画し評価することが必要となります。各区では、そのためにさまざまな取組を行っていますが、区政会議はその基本となるものです。区政会議については、全市的な統一基準として、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が平成25年6月1日から施行されています。こども子育て支援を含むさまざまなテーマについて議論しています。

（２）区将来ビジョン

各区においては、区長が区内の基礎自治行政を総合的に推進していくため、地域としての区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた施策展開の方向性等を区民の方々に明らかにするための「区将来ビジョン」と、「区将来ビジョン」で示された施策展開の方向性に沿って年度ごとの施策・事業の取組を明らかにする単年度ごとのアクションプランである「区運営方針」を策定し、毎年度の「区運営方針」に係るPDCAサイクルを通じて「区将来ビジョン」を進捗管理しており、こども子育て支援についても各区の主要なテーマとされています。